

特定非営利活動法人日本ブラインドマラソン協会倫理に関するガイドライン

平成28年5月28日 理事会制定

平成29年3月30日 理事会改定

平成30年3月31日 理事会改定

2021年5月29日 理事会改定

2025年3月20日 理事会改定

<目的と理念>

特定非営利活動法人日本ブラインドマラソン協会（以下、本協会という）は、ブラインドマラソンおよびウォークの全国的な普及、発展のための事業を通して、視覚障がい者の体力向上や社会参加の促進を図るとともに、全国にブラインドマラソンの賛同者、理解者、協力者を増やし、もってノーマライゼーション社会の実現に資するという、高い公益性と社会性を備えた組織としてその使命を担っている。

したがって、本協会に所属する役員、職員、所属会員はもとより、協会の活動に参加する指導者、競技者のすべてが、その社会的な使命や意義を自覚し、常にスポーツの基本であるルール、マナーを守り、フェアプレーの精神に則り行動することが求められている。

このガイドラインは、ブラインドマラソンに関わる活動を通して、すべての関係者がこの目的と理念を正しく理解し、障がい者スポーツの指導と実践の場において、お互いの人格を尊重し、友好的かつ効果的な活動がなされ、多くの人々から障がい者スポーツへの賛同、共感が得られることをめざすものである。

- 1 身体的、精神的暴力行為（パワーハラスメントを含む）をなくすために
 - ① このガイドラインにおいて、暴力行為とは、直接的暴力・暴言・脅迫・威圧・侮辱等により、相手を精神的・身体的に傷つけることをいう。
 - ② 役員・指導者・競技者等は、暴力行為をなくすために、立場の違いを超えて相手の人格を尊重するとともに、以下の事項を十分に理解・認識しなければならない。
 - *相手が自分の意に沿わない言動をとったときに、暴力行為に頼っても、何ら問題を解決できるものではなく、厳に禁ずること。
 - *組織の運営または指導の際に意見の相違が生じた場合は、互いに話し合い、必要に応じて第三者の意見を聴き、相互理解に努めること。
- 2 身体的、精神的セクシャル・ハラスメント（以下、セクハラという）をなくすために
 - ① このガイドラインにおいて、セクハラとは、相手を不快にさせる性的な言動により、
ブラインドマラソンに携わる環境や、日常生活を送る環境を悪化させることをいう。
 - ② 役員・指導者・競技者等は、自らがセクハラを行うことがないよう立場の違いを超えて相手の人格を尊重するとともに、以下の事項を十分に理解・認識しなければならない。
 - *安易に性的言動、表現を行うことは厳に慎むこと。
 - *セクハラに当たるか否かは、自らの判断によって決まるものではなく、相手が不快に感じているか否かが基準となること。
 - *指導や体調管理等の目的で相手の身体に触れるとき、本人の了解の下で、できる限り、着衣の上から触れ、また第三者の同席を求めるなど、誤解を与えぬ配慮をすること。
 - *セクハラを受けた者は、指導者等との人間関係を考え拒否することができないなど、明確な意思表示ができないこともありそれを同意・合意と勘違いしないこと。
 - *セクハラに対する相手の対応により、指導のあり方や大会への出場選手の選考等にあって相手に不利益を与える扱いは決してしないこと。
 - *セクハラを受けた者は、その被害を深刻なものにしないために、勇気を持って毅然とした態度をとり、明確に拒絶の意思表示をすること。

*他人がセクハラを行い、またはセクハラの被害を受けていることを知った者は、黙認せず、セクハラをやめるよう忠告するなど、勇気を持って具体的行動に出ること。

3 アンチ・ドーピング、薬物乱用防止について

- ① ドーピングは、スポーツの精神に根本的に反するものであり、世界アンチ・ドーピング機構(WADA)、日本アンチ・ドーピング機構(JADA)等の定める規程を遵守し、行動すること。
- ② 本協会の活動にかかわる、指導者、競技者等の関係者は、あらゆる機会をとらえて、ドーピングに関する知識やその防止について、徹底した啓発活動を行うこと。
- ③ 麻薬、禁止薬物等の使用など、反社会的な行為は厳に禁ずること。

4 プライバシー保護の徹底について

本協会並びに協会関係者が知りえた個人情報の漏えい防止や秘密保持はもちろん、他者のプライバシーを尊重すること。

5 本協会の行う国際競技大会等への代表選手・役員等の選考について

- ① 国際競技大会等の代表選手選考に当たっては、常に明確な選考の基準を定め、かつ公開し、公平かつ透明性のある選考を行うこと。
- ② 選考にかかわる疑義が生じた場合は、スポーツ仲裁機構等の第三者の助言も尊重し、速やかかつ真摯に対応し、当事者に対して明快な説明に努め解決を図ること。
- ③ 前項にかかわらず、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構が仲裁する範囲の不服申し立ては、同機構の『スポーツ仲裁規則』に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。

6 その他、一般社会人としての社会規範を尊重すること

- ① 社会においても、本協会の事業にかかわる関係者は常に品位を保持し、公共の場における態度・言動・服装に注意を払うこと。
- ② 人種・国籍・性別・障害の有無等の違いによる理由のない差別をすることなく、平等の精神を持ち、他者の人格を尊重すること。
- ③ フェアプレイ精神を重んじ、ドーピングや、登録・大会参加申込み等に際しての虚偽申請といった不正行為は、厳に禁止すること。
- ④ 協会の経理、事業にかかわる業務遂行、契約事項及び金銭の取り扱いはもちろん、協会内・外における金品の授受は、条例等の法規範を遵守し、違法行為を行わないこと。
- ⑤ 反社会的行為及び反社会的勢力とのいかなる関係も厳に禁ずる。

日本ブラインドマラソン協会「コンプライアンス委員会」について

本協会は、コンプライアンス規程並びに「コンプライアンス委員会」を設定し、法令順守はもちろん、本協会の定める定款、各種規程、倫理のガイドライン等に照らし、本協会の常に正常な運営の維持に心掛けるとともに、問題発生時の解決に当たり厳正な態度で臨むものとする。

外部相談窓口として、下記窓口の利用を推奨する。

① 独立行政法人日本スポーツ振興センター

「トップアスリートのための暴力・ハラスメント相談窓口」

(<https://www.jpnsport.go.jp/corp/gyoumu/tabid/517/Default.aspx>)

② 公益社団法人日本パラスポーツ協会

「スポーツにおける暴力行為・不正行為等相談窓口」

(<https://www.jsad.or.jp/consultation/index.html>)

協会相談・苦情窓口

- ① 下記窓口への問い合わせの対象は、協会会員およびその関係するものに限る。
また、その内容は本倫理のガイドラインにかかわる事項に限るものとする。
- ② 匿名は原則として受け付けない。
- ③ 担当窓口の受付は事務局で行うが、相談担当者への相談希望については連絡先を照会する。
- ④ 窓口で受け付けた相談事項は、各担当者がコンプライアンス委員会に報告する。
- ⑤ 通報窓口担当者は、その業務上知りえた秘密情報に関して、協会の許可なく発表、公開、漏洩、利用してはならない。
- ⑥ 通報窓口の利用を理由として、相談者が不利益とならないよう十分に配慮する。

協会相談・苦情窓口（NPO 法人日本ブラインドマラソン協会）

電話 090-4014-3229

受付担当者 協会事務局長

この他、相談担当者(男・女)をおく。

附則

この規程は、2025年3月20日より施行する。